

一般社団法人全国年金受給者団体連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、年金受給者の福祉の向上を図ることを目的として組織された団体の健全な育成を図るとともに、年金制度の趣旨の普及に努め、もって年金事業の円滑な実施に寄与し、併せて年金受給者の福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年金制度等に関する情報提供
- (2) 年金受給者等に対し生きがいを与えるための諸施策の実施及び推進
- (3) 関係機関及び会員相互の連絡提携
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国を対象として行うものとする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、年金受給者の福祉の向上を図ることを目的として都道府県単位に組織された団体（以下「受給者団体」という。）であって、本会の目的に賛同して入会したものである。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書に当該受給者団体の会則を添え、これを会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会の旨を届け出て、退会することができる。

2 会員たる受給者団体が解散したときは、退会したものとみなす。

第3章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

理事 14名以上23名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を会長代行、7名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、業務執行理事とする。

(選任)

第10条 役員は、会員である受給者団体を代表する者又は理事会において推薦した学識経験者の中から、総会において選任する。

- 2 前項の学識経験者は、前条第1項に定める理事の定数の範囲内において、総会の議決を経て4名以内を選任することができる。
- 3 会長、会長代行、副会長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。また、監事は使用人（以下「職員」という。）を兼ねることができない。
- 5 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(職務)

第11条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより職務を行う。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理し法令及び定款で定めるところにより業務を執行する。
- 3 会長代行及び副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長、会長代行及び副会長を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第12条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況の監査
- (2) 理事の業務執行の状況の監査
- (3) 理事会への出席と、必要な意見の表明
- (4) 財産及び会計の状況又は理事の業務執行の状況について、不正の事実を発見したときは、これについての総会又は理事会への報告
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集の請求

(任期)

第13条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その辞任又は任期満了の後においても、第9条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第14条 役員は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以

上の議決に基づいて、解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び参与)

第15条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与は、学識経験者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び参与は無給とする。ただし、常勤の顧問及び参与は有給とすることができる。

(委員会)

第16条 本会に、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、別に定めるところにより、任意の機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、会務のうち会長が必要と認めた事項を調査審議する。
- 3 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員は無給とする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第18条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産及び負債の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第4章 総 会

(種 別)

第19条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権 限)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で議決するものとして法令又は定款で定められた事項

（開 催）

第22条 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、この総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき

（招 集）

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決権）

第26条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（議 決）

第27条 総会の議事は、法令及びこの定款に規定するもののほか、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

（書面表決等）

第28条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は自ら代表する当該受給者団体の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第25条及び前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない

ない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度2回開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面を示して招集の請求があったとき
- (3) 一般社団・財団法人法の規定により、監事から招集の請求があったとき又は同法の規定により監事が招集したとき

(職務)

第32条 理事会は、法令及び定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事業計画及び予算の議決
- (2) 総会に付議すべき事項の議決
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 会長、会長代行、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の議決

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した代表理事（代表理事に事故あるときは出席した理事全員）及び出席した監事が記名押印をしなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 前条に掲げる財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及び予算については、毎事業年度開始前に、会長が、事業計画書、収支予算書及び公益目的支出計画の変更に関する書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定期総会の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 本会は、法令で定めるほか、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経て解散する。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

- 3 本会の清算のとき存する残余財産は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 公 告

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない理由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 雑 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、若杉史夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の一部改正は、平成29年6月21日から施行する。